


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「パソコン講座」のご案内 ◆「経営セミナー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
8	3	金	新設法人説明会	13:30 ~ 16:30	於：福岡ガーデンパレス
8	7	火	経営セミナー	14:00 ~ 15:30	於：天神ビル
8	10	金	事務局職員研修会	13:30 ~ 17:00	於：山の上ホテル
8	17	金	総務委員会	14:00 ~ 15:00	於：事務局会議室
8	23	木	正副会長会	11:00 ~ 12:00	於：福岡ガーデンパレス
8	23	木	理事会	12:30 ~ 13:30	於：福岡ガーデンパレス
8	30	木	改正税法説明会	17:00 ~ 18:30	於：福岡ガーデンパレス
9	4	火	決算事務説明会	13:30 ~ 16:00	於：福岡ガーデンパレス
9	6	木	改正税法説明会	17:00 ~ 18:30	於：福岡ガーデンパレス
9	7	金	新任者のための税務講座	14:00 ~ 15:30	於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内 容		
8	20	月	草の根租税講座(旧第1B・大名支部)	10:30 ~ 12:00	於：福新楼
	毎月1回		大濠公園防犯パトロール(大濠支部)	19:00 ~	於：大濠公園
	毎月1回		青少年対策パトロール(天神第3支部)	16:00 ~ 16:45	於：天神地区(3丁目)

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
8	3	金	夏期研修会参加(博多法人会)	17:00 ~ 20:00	於：石蔵酒造(博多百年蔵)
8	8	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：福新楼
8	24	金	会員交流会		於：ざうお本店

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
8	24	金	役員会	17:00 ~ 18:30	於：福新楼
8	24	金	会員の集い	18:30 ~ 20:30	於：福新楼

(I) 税務カレンダー

8月の税務カレンダー

- 8月10日 ●源泉所得税の納付
- 8月31日 ●6月決算法人の確定申告
 - 12月決算法人の中間申告
 - 消費税・地方消費税の中間申告
 - 個人事業者の30年分消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

「会社標本調査」 (2)

税理士 堤 一 博

前回の引き続きで、会社標本調査から触れさせていただきます。

日本の法人税制では、決算書の「当期利益」に、法人税法上の定めに従い、加算・減算して、当期所得金額を計算する仕組みになっています。

この「所得金額」は、法人の決算書等に記載された「当期損益額」に、例えば、次のようなものを加減算したものです。

○加算

- ・減価償却の償却限度超過額
- ・各種引当金の繰り入れ限度額
- ・損金に算入した法人税、道府県民税、市町村民税
(加算税、加算金、延滞税を含む。)
- ・交際費、寄付金のうち損金不算入額
- ・損金に算入した役員賞与

○減算

- ・減価償却の当期認容額
- ・納税充当金から支出した事業税等の金額
- ・受取配当等の益金不算入額
- ・技術等海外取引に係る所得の特別控除額
- ・繰越欠損金の当期控除額

会社標本調査では、この個別の結果を分類したものです。

ところで、決算書は、いわゆる企業会計原則に準拠して計算されていますが、この企業会計原則などの会計基準について、平成30年3月30日に企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」を公表しました。

日本の収益認識基準については、企業会計原則の損益計算原則で、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」とするにとどまり、工事進行基準やソフトウェア取引といった限定的な業種・領域に適用されるものに限られ、包括的に収益認識に関する基準はありませんでした。

他方、国際会計基準審議会と米国財務会計基準審議会は、平成26年5月に包括的な会計基準を公表しました。

これを契機として、日本の会計基準の体系の整備及び国内企業間および国際的な比較可能性を改善することを目的に行われたものと言えます。

これに伴い、国税庁は、平成30年6月1日付で、法人税基本通達の見直しとその解説的資料を取りまとめて公表しました。

さまざまな事項について書かれていますが、結論的にいえば、会計士の監査が強制される監査対象法人以外の中小企業（原則として資本金額1億円以下の法人）においては、従来通り「企業会計原則」、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」等を適用することができます。

このため、①返品調整引当金制度の廃止、②長期割賦販売等における延払基準の選択の廃止、以外は今回の通達改正で取扱いが変わることがありません。

会社標本調査では、資本金1億円以下の法人は、全法人267万2千社のうち263万9千社弱ですから、ざっくりと言えば98.7%の会社では、影響はないといえるでしょう。

ただし、会計上における収益認識の基本的な姿勢が明確となったことから、今後は無縁であるとは言い切れません。

収益認識を認識するための5つのステップや「履行義務」等の用語への理解は欠かせないものと思われます。

「転ばぬ先の杖」ということわざもありますから・・・。

収益を認識するための5つのステップ

ステップ1・・・顧客との契約の識別

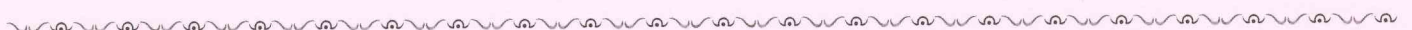
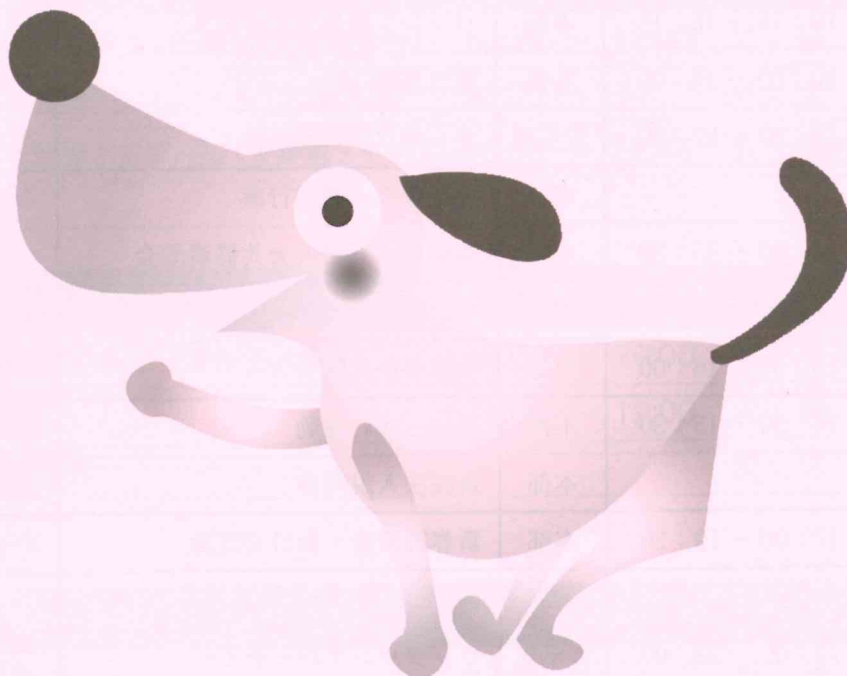
ステップ2・・・契約における履行義務を識別

ステップ3・・・取引価格の算定

ステップ4・・・契約における履行義務に取引価格を配分

ステップ5・・・履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識

※履行義務：簡単にいうと収益認識の単位



平成30年度 福岡中部法人会 主要行事予定表

月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
4	4(水)	09:30～16:00	本部	新社会人セミナー	電気ビル共創館
5	16(水)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	24(木)	14:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
6	8(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	ソラリア西鉄ホテル
	20(水)	14:00～16:00	本部	リスクマネジメントセミナー	JR博多シティ
	21(木)	14:00～16:00	本部	リスクマネジメントセミナー	JR博多シティ
7	26(木)	15:00～16:30	本部	軽減税率制度説明会	天神ビル
8	3(金)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
	7(火)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	天神ビル
	30(木)	17:00～18:30	本部	改正税法説明会(1回目)	福岡ガーデンパレス
9	4(火)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	6(木)	17:00～18:30	本部	改正税法説明会(2回目)	福岡ガーデンパレス
	7(金)	14:00～15:30	本部	新任者のための税務講座	福岡ガーデンパレス
	27(木)	14:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
10	10(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(ワード)	サンセルコ
	11(木)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(ワード)	サンセルコ
	13(土)	10:15～16:15	本部	パソコン講座(ワード)	サンセルコ
	16(火)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	西鉄グランドホテル
	24(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル)	サンセルコ
	25(木)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル)	サンセルコ
	27(土)	10:15～16:15	本部	パソコン講座(エクセル)	サンセルコ
		10:00～16:00	本部	献血運動	天神ツインビル横
11	15(木)		本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		14:00～15:30	本部	福岡地区五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
12	6(木)	14:00～15:30	本部	医療健康セミナー	西鉄グランドホテル
		13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	13(木)	14:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
			本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
1	17(木)	17:00～19:30	本部	新春講演会・会員交流会	アークホテルロイヤル福岡天神
2			本部	経営セミナー	
		19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	
3		13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス

※ 日時、会場が空白のところは未定です。